

北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門 登録実施要領

1 目的

この要領は、「北海道グリーン・ビズ認定制度」実施要綱第2の(1)「優良な取組部門」(以下、「本部門」という。)について、同要綱第3の必要な事項について定める。

2 登録の対象

登録の対象は、道内に所在し道内で事業活動を行っている事業所であって、3に掲げる登録の要件に適合するものとする。

3 登録の要件

(1) 札幌市外に所在する事業所における登録の要件は、次の各号を全て満たすものとする。

ア 次の登録区分に応じた登録基準を満たすこと。

ー ランク1

別表1に掲げる環境配慮の取組項目のうち、1項目以上7項目以下を実施していること。

ー ランク2

別表1に掲げる環境配慮の取組項目のうち、8項目以上を実施していること。

ー ランク3

別表2に掲げる環境マネジメントシステムの認証を取得又は体制を構築していること。

イ 過去3年間に環境関連の法令等の違反を事由とした行政処分を受けていないこと。

(2) 札幌市内に所在する事業所における登録の要件は、札幌市が実施している「さっぽろエコメンバー登録制度」の規定により登録された事業所とする。

4 登録の申請

登録の申請は、次により行うものとする。

(1) 札幌市外に所在する事業所が登録しようとする場合は、別記第1号様式の登録申請書を知事に提出すること又は北海道のホームページ上の指定された申請フォームに必要事項を入力して送信することにより行う。

(2) (1)の申請で、同一事業者、団体等が複数事業所の申請をする場合は、1つの申請書又は申請フォームによって申請を行うことができる。

(3) 札幌市内に所在する事業所が登録しようとする場合は、「さっぽろエコメンバー登録制度」に申請することとする。

- (4) 道内の商工会議所が実施する「E C O宣言行動」に登録申込を行う事業所は、「E C O宣言行動」登録申込時に本部門に登録する旨を記載することにより申請を行うことができる。

5 登録の実施

登録の実施は次のとおり行うものとする。

- (1) 知事は、4の(1)の申請があったとき、その内容が適当と認められる場合は、本部門に登録し、別記第2号様式の登録済通知書により通知するものとする。
- (2) 4の(3)により、「さっぽろエコメンバー登録制度」に登録された場合は、当該登録をもって、本部門の登録とみなす。

6 登録内容の変更又は登録辞退の届出

- (1) 5の(1)により登録した事業所について、登録内容の変更又は登録辞退の届出は、次により行うものとする。

ア 登録内容の変更又は登録辞退の届出は、別記第3号様式の登録変更・辞退出書を提出又は北海道のホームページ上の指定された届出フォームに必要事項を入力して送信することにより行う。

イ 届出を要する登録内容の変更事項は、次のとおりとする。

- － 事業所の名称
- － 事業所の所在地
- － 登録区分

ウ 4の(2)は、登録内容の変更又は登録辞退の届出について準用する。

エ 5の(1)は、登録内容の変更の届出について準用する。

- (2) 5の(2)により登録とみなした事業所について、登録内容の変更又は登録辞退の届出は、「さっぽろエコメンバー登録制度」の規定によるものとする。

7 登録の有効期間及び更新

- (1) 5の(1)により登録した事業所の有効期間は、登録した日又は登録区分を変更した日より3年間とする。
- (2) 5の(1)により登録した事業所は、登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合、有効期間の満了日までに更新をすることができる。
- (3) 5の(2)により登録とみなした事業所の有効期間及び更新については、「さっぽろエコメンバー登録制度」の規定によるものとする。

8 登録の取消し

- (1) 5の(1)により登録した事業所が次の各号のいずれかに該当するとき、知事は、登録を取り消すことができるものとする。
- ア 3の(1)に該当しなくなったとき

- イ 不正な手段により登録していたことが判明したとき
 - ウ 登録した事業所として、ふさわしくない行為があったと認められるとき
 - エ 登録した事業所が6の(1)による登録の辞退の届出を行ったとき
- (2) 5の(2)により登録とみなした事業所が、「さっぽろエコメンバー登録制度」の規定により登録を取り消された場合には、本部門の登録のみなしを取り消す。

9 登録済通知書の再交付

登録済通知書の再交付は次のにより行うものとする。

- (1) 4(1)により申請し、5(1)により登録を受けた者が、別記第2号様式の登録済通知書の再交付を受けたい場合は、別記第4号様式の登録済通知書再交付申請書を知事に提出することにより申請できる。
- (2) 知事は、(1)の申請があったとき、その内容が適当と認められる場合は、別記第2号様式の登録済通知書の再交付を行うことができる。

10 報告及び実地調査

知事は、この要領の施行に必要な範囲内において、取組の実施状況等について、5の(1)により登録した事業所に報告を求めると及び実地調査を実施することができる。

11 公表等

知事は、5の(1)により登録した事業所について、北海道のホームページ等で公表するほか、広く道民に対して周知するものとする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年 3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 6月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表1 環境配慮の取組項目

取組項目	取組の内容
① エネルギー使用量の削減	不要な照明の消灯、エレベータの使用自粛、使用しない機器の電源オフ、空調の温度管理の徹底・使用時間の短縮、ノー残業デーの推進、クールビズ・ウォームビズの実施、その他のエネルギー使用量の削減の取組
② 省エネルギー機器等の導入	省電力製品の利用、低公害車の利用、設備機器の監視制御・自動化、エネルギーの高度利用（ヒートポンプ、コージェネレーション等）、施設の省エネルギー化（ESCO 事業等）、その他の省エネルギー機器等の導入の取組
③ 新エネルギーの利用	太陽熱・バイオマス熱・地中熱・雪氷熱等の利用、太陽光発電・風力発電・バイオマス発電等の実施・利用、その他の新エネルギーの利用の取組
④ 自動車利用の抑制	公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の相乗り、効率的な輸送手段へ転換（モーダルシフト）、配送ルートの効率化、共同運行、ノーカーデーへの協力、その他の自動車利用の抑制の取組
⑤ エコドライブの推進	アイドリングストップの推進、定速走行の実施、エアコンの使用抑制、最大積載量の遵守、講習会の開催、評価・表彰制度の実施、その他のエコドライブの推進の取組
⑥ 廃棄物の排出抑制	自らの事業活動で発生する廃棄物の排出抑制、レジ袋の削減、使い捨て商品の利用抑制、再利用又はリサイクルしやすい製品の優先購入、梱包資材の削減、その他の廃棄物の発生そのものを抑制する取組
⑦ 廃棄物の分別・リサイクルの実施	自らの事業活動に関連する廃棄物の分別・リサイクルの実施、ごみの分別、ビン・缶・ペットボトルを含む容器の分別回収、古紙回収、生ゴミリサイクルの実施、梱包資材の再利用、その他の分別・リサイクルに関する取組
⑧ グリーン購入の推進	必要最小限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達、北海道認定リサイクル製品の優先的購入・調達、その他のグリーン購入の推進の取組
⑨ カーボン・オフセットの推進	カーボン・クレジットの創出（他の取組項目に該当する場合を除く）、カーボン・オフセットの実施（カーボン・オフセット付き商品・サービスの購入・利用、会議・イベントのカーボン・オフセット、事業活動のカーボン・オフセット）、カーボン・オフセット付き商品・サービスの提供、グリーン電力・熱証書の購入、その他カーボン・オフセットの推進の取組
⑩ 水使用量の削減	節水の励行、節水機器の導入、雨水の利用、雑排水の再利用、水使用工程の見直し、適正な水圧管理、漏水箇所の早期発見、その他の水使用量の削減の取組
⑪ 用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏紙の再利用、封筒の再利用、印刷物の部数削減、電子メールの活用、文書の電子化、その他の用紙使用量の削減の取組
⑫ 汚染対策の実施	大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制、騒音・振動・悪臭の防止、化学物質の使用量・排出量の削減、その他の汚染対策の実施の取組
⑬ 環境配慮型製品・サービスの販売・提供	環境配慮型製品（環境ラベル認定等製品、省エネルギー基準適合製品、地産地消製品、カーボンフットプリント、北海道認定リサイクル製品、汚染を防止する装置や設備等）の生産・販売又はこれらを用いたサービスの提供、環境配慮型金融商品の販売、詰め替え・量り売りの推進、中古品再生販売、エコツーリズムの推進、その他の環境配慮型製品・サービスの販売・提供の取組
⑭ 環境負荷低減に資する研究開発	環境配慮型製品・サービスの開発・設計、環境に配慮した生産方法・工法の研究開発、LCA（ライフサイクルアセスメント）手法の導入、環境負荷の低減・環境保全に資する技術開発、その他の環境負荷低減に資する研究開発の取組
⑮ 社会貢献活動の実施・支援	清掃・美化活動の実施・支援、古紙回収協力店・廃食油回収協力店・蛍光管回収協力店・乾電池等回収協力店・インクカートリッジ回収協力店・段ボール回収協力店などへの登録、環境学習・啓発の実施、環境 NPO への支援、その他の社会貢献活動の実施・支援の取組
⑯ 地域社会の環境活動への参加	環境イベントへの出展・協力、eco 検定の受検、その他の地域社会の環境活動への参加の取組
⑰ 生物多様性の保全に向けた取組・支援	緑化・植林・自然修復等の取組・支援、野生生物保護に係る取組・支援、外来種対策に係る取組・支援、その他の生物多様性の保全の取組・支援
⑱ 環境に関する情報提供	環境報告書・CSR レポート等の発行、ホームページでの環境関連情報の発信、環境表示（環境ラベル等）の実施、その他の環境に関する情報提供の取組

別表2 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステム
(1) ISO14001
(2) ISO14005
(3) エコアクション 21
(4) 北海道環境マネジメントシステムスタンダード (HES)
(5) グリーン経営
(6) エコステージ
(7) 道内市町村等が創設した環境マネジメントシステム (北海道が認めたもの)